

2020年11月吉日

関係各位

ネイリスト技能検定試験 「モデルハンド制度」参画企業公募のご案内

平素は弊検定試験センターの事業運営に際し、ご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

弊検定試験センター（以下 JNEC）では、2022 年春期(4 月)ネイリスト技能検定試験から実技試験に「モデルハンド」を使用しての受験も可能となる「モデルハンド制度」の導入を予定しています。

これまで検定試験では、受験生がモデルを帯同して対面施術による試験を行ってきましたが、受験生にとってはモデルを用意することに係る負担(例えば、モデル探しや練習時間の調整等)が大きいことから、このモデルハンド制度の導入によって、受験生の負担を軽減することができ、また統一規格のモデルハンドを使用することで審査の公平性が保たれ、さらには今般の新型コロナウイルスの予防対策としても大きな効果をもたらすこととなります。

試験で使用できる「モデルハンド」は、JNEC 内に設置した審査委員会において、検定試験に適合する「モデルハンド適合審査基準」に照らして製品を審査し、基準をクリアした製品に対して、JNEC が適合モデルハンドとしての認定を行います。

適合モデルハンドとして認定された製品には「適合シール」が貼られ、適合シールが貼られた製品のみが検定試験で使用できます。なお、試験では、受験生はこれまで通りのモデルを帯同しての受験か、モデルハンドでの受験かを選択することができます。

つきましては、JNEC ではモデルハンド制度（モデルハンドの製造販売）に参画する企業を募集致します。

下記「モデルハンド制度」の概要をご確認頂き、参画に応募される企業の方は、2020年11月30日（月）までに事務局までご連絡下さい。

※コロナ感染症の予防対策のため、集合説明会は行わず、参画ご希望の法人様への個々の対応とさせていただきますので、ご了承下さい。

以上何卒よろしくお願い致します。

【本件のお問合せ先】

公益財団法人日本ネイリスト検定試験センター事務局
千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 7F
電話 03-3519-6830 / FAX03-3519-6835

「モデルハンド制度」概要

検定試験ではこれまで、モデルを帯同して実技試験を実施してきましたが、JNEC では 2022 年春期(4 月)ネイリスト技能検定試験より、「モデルハンド」を使用しての受験も可能となる「モデルハンド制度」の導入を予定しています。

これは、受験生がモデルを用意することに係る負担(例えば、モデル探しや練習時間の調整、さらには試験会場までの費用負担等)が大きいことから、モデルハンドを導入することで、受験生の負担を軽減し、また運営面でも審査の公平性の向上が図れるとともに、現下のコロナ感染症の予防対策としても大きな効果をもたらすことができます。

試験で使用できる「モデルハンド」は、JNEC 内に適合審査委員会を設置し、検定試験に適合する「モデルハンド適合審査基準」に照らして製品を審査し、基準をクリアした製品に対して、JNEC が適合モデルハンドとしての認定を行います。

適合モデルハンドとして認定された製品には「適合シール」が貼られ、適合シールが貼られた製品のみが検定試験で使用できます。なお、試験では、受験生はこれまで通りモデル帯同かモデルハンドかを選択して受験することができます。

制度の概要は次の通りです。

【検定試験でのモデルハンド制度導入の目的】

- ・ 受験者がモデルを用意する負担の軽減を図る。
- ・ モデルの状態によって採点に影響が出ることを防ぎ審査の公平性を図る。
- ・ 試験本番に加えてネイルケアの練習にも使えるモデルハンドを開発することによってネイルケア技術の向上に繋げる。
- ・ 主催者側の設備、運営負担を軽減し試験運営の効率化を図る。

【対象となる試験と級】

- ・ JNEC 主催：ネイリスト技能検定試験（3 級・2 級・1 級）

【モデルハンドと人的モデルについて】

- ・ 検定試験の受験においては、モデルハンドと人的モデルのどちらでも選択することが可能とする。

【モデルハンド製品の審査方法】

- ・ JNEC が検定試験用「適合モデルハンド審査基準」を定めて適合審査を行い、適合と認めた製品を認定する。認定製品には JNEC が発行する適合シールが貼付される。
尚、「モデルハンド」「チップ」「ルースキューティクル」の3点が揃った状態で適合審査を行い、認定する。(詳細は製品適合審査基準参照)

【適合製品の調達について】

- ・ 受験者は JNEC の適合シールが貼付された製品を購入し、受験会場に持参する。
- ・ 受験者は、あらかじめ製品に氏名を記入して持参する。(氏名記入方法は要項に明示する)
尚、一度検定試験で使用した製品を他者が使用することは出来ない。但し、受験者本人が次回以降の検定試験で使用することは可能とする。

【製品の認定申請手続きと認定について】

<認定申請手続>

- ・ 製品の認定を希望する企業は JNEC に認定申請を行い、下記の手続きによって正式に認定される。
 1. JNEC に申請書を提出し、申請料 20,000 円(税別)を納付する。
 2. 期限までに製品見本を提出して認定審査を受ける。
 3. 審査に合格し、認定を受ける場合は JNEC に認定登録料 150,000 円(税別)を納付する。

※申請料、認定料は1製品ごとに必要となる。

<適合表示方法>

- ・ 認定モデルハンド製品には JNEC が発行する適合シールを貼付して販売する。
- ・ 適合シールを貼付していない製品は試験で使用できない。
- ・ 製造販売者は JNEC に必要数量と納品希望日を伝えて適合シールを注文する。
その際、適合シール料として1セット(両手)につき500円(税別)を納付する。

【適合法人決定までのスケジュール】

- ※個々の説明会時にてご説明いたします。

以上